



目次

- P 4 町民の皆さまへ
- P 6 コメ実証栽培始まる
- P12 職員募集
- P14 双葉の歴史・文化 ～双葉町の神楽～
- P22 防災案内
- P25 プレミアム商品券販売開始

# 騎馬武者凱旋



5月24日から26日の3日間、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市を中心に開催され、双葉町騎馬会からは総勢6騎が出陣しました。



御先乗 中川 巧一



副執行委員長 館下 明夫



騎馬隊 中川 心菜



騎馬隊 中川 陽葵



騎馬隊 中川 元之将



勘定奉行 中川 準

25日には双葉町役場庁舎前において双葉町相馬流れ山踊り保存会による相馬流れ山踊りの披露の後に、相馬野馬追本祭りに参加した双葉町騎馬隊が町内を凱旋する凱旋行列が行われました。

沿道には町内や避難先から町民が集まり、騎馬武者に大きな拍手が送られました。



## 令和7年第2回双葉町議会定例会

6月10日招集の令和7年第2回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。

# 行政報告



### 3月定例会以降の 行政経過

#### ― 双葉中入学式・幼稚園入園式 ―

4月7日、双葉町立双葉中学校入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。本年度は中学校に3名が入学、ふたば幼稚園に1名が入園いたしました。今年度

#### ― 放射線量等検証委員会 ―

4月18日、双葉町放射線量等検証委員会を開催し、委員として有識者5名の方に委嘱状を交付いたしました。会議では、特定帰還居住区域への帰還に向けた取り組み等について委員よりご意見及びご助言をいただきました。



の町立幼稚園、小・中学校は、園児、児童、生徒32名によるスタートとなりました。

#### ― 町立幼稚園・

#### 小学校合同運動会 ―

5月17日、町立学校体育館において、ふたば幼稚園、双葉南・北小学校合同運動会を開催いたしました。園児、児童18名とともに、教員、保護者も参加し、笑顔と歓声に包まれた運動会となりました。



#### ― 要望活動 ―

5月23日、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村で構成する「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」で、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、国土交通省、経済産業省、復興庁、環境省を訪問し、一日も早い避難指示解除と町村の真の復興に向け、被災町村の実態

に寄り添い、総力を挙げて対応するように要望活動を行ってまいりました。

#### ― 相馬野馬追・凱旋行列 ―

5月24日から26日の3日間にわたり、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは5歳の騎馬武者を含む総勢6騎が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地に向けて進軍されました。

25日には、町内で、凱旋行列と相馬流れ山踊りが披露され、無事の凱旋が報告されました。



## 町民の皆さまへ

7月に入り、草花の緑も一段と色濃くなってまいりました。

5月19日、大阪・関西万博の復興庁イベントに出席し、東日本大震災におけるご支援への感謝を申し上げますとともに、町の復興状況について説明してまいりました。

5月23日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の会長として、国、関係機関に対して要望活動を行い、帰還困難区域全域の避難指示解除と町村の実情に寄り添った復興施策の推進を強く求めてまいりました。

6月4日、首相官邸において「双葉地方町村会」から東日本大震災と原発事故からの復興・再生に向けて石破総理大臣に要望書を提出しました。私からは、「総理は昨年、双葉町の帰還困難区域をご視察いただき、復興の実情を十分認識いただいたと感じております。双葉町が復興を果たすまで国の中長期的な支援をお願いしたい。」と要望しました。

6月10日、令和7年第2回双葉町議会定例会を招集しました。本議会では、特定帰還居住区域の避

難指示解除の質問に、下長塚、三字、羽鳥行政区の特定帰還居住区域においては、令和7年中の立入規制緩和と区域の設定に向け、国との協議や町民の皆さまへの説明を進めるとともに、令和8年度内の避難指示解除を目指す旨と答弁いたしました。

また、町内における民間賃貸住宅が不足していることから、事業者の初期費用負担を軽減し、住宅建設が進む環境を整えることを目的とした新たな補助制度に関する予算を計上し議決いただきました。町へ帰還する機運の醸成を図るとともに、居住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

5月26日、町内で田植えが行われ、米の出荷制限解除に向けた実証栽培がスタートしました。試験栽培を経て今年から実証栽培に移行し、営農再開へ前進していくものと期待しております。

湿度も高く、気温が高温になる日もございます。町民の皆さまには熱中症に十分気を付けてお過ごしくださいますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

## 双葉町敬老会を開催します

ご敬老を迎える皆さまのきずなを深め、ふるさと双葉町を共有する時間を過ごしていただくため、下記の日程で敬老会を開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしています。

**開催日：9月12日(金)**

**開催場所：八幡台やまたまや（いわき市植田町八幡台6番地）**

- 対象の方  
68歳以上の町民の方（昭和33年4月1日以前生まれの方）  
※平成23年3月11日時点で双葉町に住民登録があった方を含みます。
- 送迎バスは下記の5便の運行を予定しています。
  - ① 仙台→南相馬→双葉町→会場
  - ② 加須市騎西総合支所→つくば市→会場
  - ③ 白河市→会場
  - ④ 郡山市→会場
  - ⑤ いわき市内→会場
- 詳細につきましては7月15日付の開催通知をご確認ください。
- 37度5分以上の発熱及び体調がすぐれない場合は参加をご辞退願います。またマスクの着用につきましては、ご自身の判断でお願いいたします。

## 石破茂総理大臣へ要望書提出

6月4日、「双葉地方町村会」（会長：吉田淳大熊町長）が東日本大震災と原発事故からの復興・再生に向けて首相官邸で石破茂総理大臣に要望書を提出しました。

帰還困難区域の解除、被災自治体の復興・再生に向けた人的支援や財源確保など「第二期復興創生期間以降も切れ目なく、復興が進められるよう財源の確保をお願いしたい」と要望しました。

これに対して石破総理大臣は「今まで以上の規模で復興を政府として尽力していく」との考えを示しました。



## 帰還困難区域を抱える町村の協議会要望活動

5月23日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村）の協議会による要望活動が行われました。

伊澤町長は会長として各町村長や議長などとともに、復興庁、環境省、経済産業省、国土交通省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部に対して帰還困難区域の避難指示解除に向けた取り組みの具体化や町村の復興・再生に向けて人的・財政的支援を要望しました。

主な要望事項は、以下になります。

### ① 帰還困難区域について

- ・ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組の実施
- ・ 残された土地・家屋に対する方針の明示
- ・ 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンの明示
- ・ 立入規制の緩和に伴う防犯対策の強化
- ・ 住民への生活支援の継続
- ・ 除染土壌等の最終処分地選定等

### ② 町村の復興・再生について

- ・ 復興・再生に向けた人的・財政的支援
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進など



復興庁



経済産業省

## 町内で田植えが行われました

5月26日、町内の長塚地区と新山地区で田植えが行われました。

本年は米の出荷制限解除に向けた実証栽培として位置付けたもので、米に含まれる放射性物質が国で定める基準値を超えていないか確認するものです。

昨年度は試験栽培として作付けを行い、放射性物質が国の基準値を下回ったことが確認できたため、今年から作付け再開に向けた実証栽培に移行したものです。

この日は2カ所合わせて約1600㎡の水田に県のオリジナル品種「天のつづ」を植えました。

10月中旬には収穫し、全量全袋検査を行う予定です。



長塚地区



新山地区

## 双葉町放射線量等検証委員会が中間報告書提出

5月30日、伊澤史朗町長は双葉町放射線量等検証委員会の田中俊一委員長より、特定帰還居住区域での放射線量の低減状況などについて検証した結果の報告を受けました。

今回の中間報告では、特定帰還居住区域等のうち三字、下長塚、羽鳥行政区にあたる区域について、「除染や自然減衰等により放射線量が十分に低減しており、立入規制を緩和して差し支えない」とご判断いただいたほか、「引き続き実測による個人被ばく線量を把握・発信していくと共に、専門家によるリスクコミュニケーションなどの対策を充実させることが重要である」とご報告いただきました。



## 賃貸住宅の新築を支援します

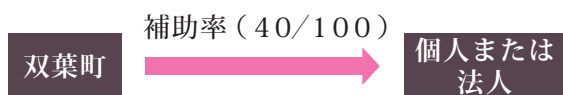
町内における民間賃貸住宅の建設を促進するため新しい補助制度を設けました。この補助制度は住宅建設時の負担軽減を目的にしており、建設工事費や用地取得費を補助の対象にしています。

<補助先> 町内に民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人又は個人

<補助対象>

(1) 用地取得費補助

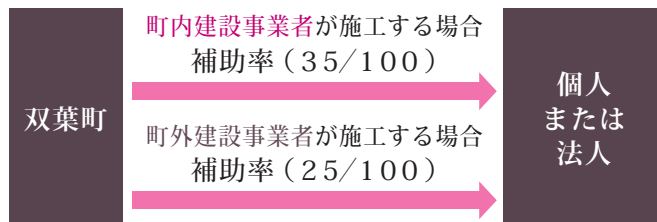
民間賃貸住宅の建設のために必要な用地の取得に要した経費の一部を補助する。



※同一事業者への補助上限500万円  
※公共用地は対象外

(2) 建設工事費補助

民間賃貸住宅の建物本体工事及び外構工事に要した経費の一部を補助する。



※建設費補助上限額※

下表に掲げる面積を建設する住戸の補助額の総和又は1億円のいずれか小さい額

| 1戸あたりの床面積 | 町内業者が施工 | 町外業者が施工 |
|-----------|---------|---------|
| 18㎡～25㎡未満 | 200万円   | 150万円   |
| 25㎡～45㎡未満 | 250万円   | 180万円   |
| 45㎡～55㎡未満 | 400万円   | 290万円   |
| 55㎡～      | 450万円   | 320万円   |

<補助要件>

双葉町が定める要件を満たした民間賃貸住宅であること。

<お問い合わせ先>

復興推進課 復興推進係  
☎ 0240-33-0127



## 福島大学生がダルマ市の冊子を制作しました

5月28日、伊澤町長は福島大学の学生4人が双葉町ダルマ市を題材に制作した冊子とラジオ番組の完成報告を受けました。ダルマ市に携わる町民や来場者の思いを次世代につなぐことを目的に、環境省の協力を得て制作したもので、多くの方に手に取っていただけるようデザインなども工夫されています。伊澤町長は「ダルマ市のにぎわいが想起されました。冊子は役場や各支所で配布します」と伝えました。

今回制作された冊子は役場庁舎や本庁舎などで配布するほかホームページでも公開しています。



## と広場

子をお伝えします～

## 郡山行政区

## 総会・懇親会



4月12・13日、いわき市の湯本温泉・吹の湯において郡山行政区総会・懇親会を開催し、県内外から41人が参加されました。

総会では震災などで亡くなられた方々に黙とうを捧げた後、議長、議事録署名人の選出を行い、令和6年度経過報告、会計決算並びに監査報告がなされ、次年度予算案などが承認されました。

その後、会場を変えて行われた懇親会は乾杯で始まり、久しぶりの再会に近況や思い出話などに時間が過ぎるのも忘れてにぎやかに交流することができました。

翌朝食後、1年後の再会を楽しみにそれぞれの帰路につきました。

なお、ふたばアプリサポートよりお二人の協力を得て、会場内の写真を随時「ふるさと広場」へ投稿しました。担当者の方には夜遅くまで写真を投稿していただきありがとうございました。

## 山田行政区

## 総会・交流会



5月31日、6月1日いわき市の湯本温泉雨情の宿 新つたにおいて山田行政区総会・交流会を行い、避難先より45人が参加されました。

総会前に全員で黙とうを行い、議事に入りました。令和6年度の事業報告・収支報告、令和7年度事業計画及び今後の神社解体、公民館解体に関わる議案について、すべて承認をいただきました。

山積する町の復興課題に取り組む大変お忙しい中、伊澤町長、平岩副町長にご臨席を賜り、今年度から始まる特定帰還居住区域内の家屋解体や除染、さらには新聞で報道された東日本大震災復興加速化本部の第14次提言骨子案について説明をいただき、意見交換を行いました。

交流会は平岩副町長の乾杯のご発声により、初めて参加された方も久しぶりに会った皆さんと思い出や避難先での苦労話など、限られた時間ですが落ち着いた雰囲気の間と美味しい料理をいただき、楽しいひと時を過ごしました。

今年も天野正衛さんより、参加者全員に干支の縫いぐるみがプレゼントされ、朝食後、来年の再会を約束し帰路につきました。

山田行政区長 箭内 充

## 長塚一行政区

## 総会・交流会



令和7年5月31日に、いわき市の小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブにおいて長塚一行政区総会・交流会を開催しました。年々参加者が少なくなる中、県内外から21人が参加されました。

総会は、栗田役員から開会の言葉があり、区長あいさつの後に東日本大震災で亡くなられた

方々に黙とうを捧げました。議長に樋渡副区長が選出され、令和6年度業務報告・収支報告および会計報告がなされ承認・可決されました。

その他議案として、地区の除草作業について、町からの報奨金を使った活動の可否や対象者の優先順位や選定方法などが議論されました。残念ながら結論が得られなかったため、まずは小規模に運用し、その後の検証結果を踏まえて具体的なやり方を決めていくこととしました。

また、町の復興推進課が進めている「双葉駅東地区まちづくり基本構想」について、横山復興推進課長に概要を説明いただきました。

交流会には森副町長のご参加をいただき、木幡前区長のご乾杯のご発声が始まり、久々の再会ということもあり話が尽きることもなく楽しい時間を過ごしました。途中、昭和40年代の写真のスライドショーを15分程度流しましたが、自分の姿や昔の自宅のシーンが出た時などは、懐かしさと、うれしさとで、各々ほっこりした気持ちになりました。

また、ビンゴ大会の余興もあり大いに盛り上がり、二次会のカラオケを含め有意義な総会・交流会でした。

次回総会も来年開催いたしますので、長塚一行政区の皆さんの参加をぜひともお待ちしております。

長塚一区長 渡邊 雄二

## 双葉中学校昭和51年度卒同級会開催のお知らせ

昭和36年4月～昭和37年3月に生まれ、双葉中学校で共に学んだ皆さん、お元気ですか。新型コロナウイルスの影響で延期になっていた同級会を、下記のとおり開催いたしますので、ぜひご参加ください。

原発事故で避難を余儀なくされ、皆さま情報がない中での開催となります。この記事を見たご家族や友人の方は、ご本人に連絡していただきますようお願いいたします。

1. 開催日 9月6日(土) 12時30分～
2. 場所 正月荘 いわき市平大町33 ☎0246-23-3104
3. 会費 1万円(当日徴収)
4. 申込期限 7月20日まで(キャンセルの場合は8月25日まで)
5. 申込先 ハガキ等の郵送又はQRコードを読み取り、参加希望の有無にかかわらずご連絡ください。  
〒979-1421 双葉町大字前田字桜町10の1  
玉根幸恵宛(旧姓・丸添)

### 6. 申し込みの際の記載内容

- ・氏名(旧姓)・住所・連絡先・参加希望の有無
- ・皆さんにメッセージがあれば記入してください



## 教育長メッセージ

## ～ 夢と希望のある「学び」へ ～

令和7年度がスタートして早3カ月が過ぎ、1学期の終盤、いよいよ夏休みを迎える前の、まとめの時期となりました。

町立幼稚園・小中学校でも、1学期の学校行事において、幼・小・中合同のふれあい集会や幼稚園、南・北小学校の合同運動会。中学校の修学旅行・学習旅行、そして小学校の春の遠足と計画通りに実施されております。小学校では、いわき市小学校陸上大会、中学校では、相双陸上競技大会、相双中体連総合大会に参加できました。園児・児童・生徒たちの多様な学びと体験学習、思い出づくりが実現できていると思っております。保護者の皆さまのご理解とご協力に対して、あらためて御礼と感謝を申し上げます。

また、婦人学級、自治会、芸術文化団体等におきましても年間計画の中で、各学級の委員長や団体の代表者を中心として、参加されている皆さんと楽しく生きがいを持って自主的な活動をされていることに、心より敬意を表するとともに、コミュニティーの醸成、人と人との絆づくりに継続的に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。教育委員会としましても引き続き支援をしてまいりたいと思います。



相双陸上競技大会

## 相双地区租税教育推進協議会 令和7年度定期総会

6月3日、相馬税務署において相双地区租税教育推進協議会定期総会が開催され、双葉地区教育長会代表として出席して参りました。平成23年に、文部科学省、総務省、国税庁の3省庁と日本税理士会連合会を賛助会員として「租税教育推進関係省庁等協議会」が発足し、全国共通の租税教育の基本方針等を確認しつつ、全国の協議会が共通認識の下で活動できる環境を整備し、租税教育の充実を図っていくこととなり、教育現場における様々な環境の変化等も視野に入れながら、情報の共有化を図り、租税教育充実のための支援、環境整備、税の啓蒙活動等に力を入れることなどが話し合われました。

令和7年度は双葉南・北小学校と双葉中学校が租税教育推進協力校として委嘱を受け、租税に関する授業の実施や税に関する作品の積極的な応募に取り組むこととなりました。これを機会にご家庭でも、国民生活の安定と向上のために重要な働きをしている租税の意義や役割について話し合う機会を持って欲しいと思います。

## 令和7年度 第67回全国町村教育長会定期総会・研修大会

5月13・14日、東京銀座ブロッサムにおいて令和7年度第67回全国町村教育長会定期総会・研修大会が開催されました。昨年度、福島県代表（双葉地区教育長会）として、震災から14年目となる現状と震災当時の教育長たちの思い、双葉町内での学校再開ができていないことなどを発表したところ、全国の自治体から多くの問い合わせをいただきました。今年度は「初等中等教育の動向について」と題して、文部科学省から行政説明を受けたほかに、全国の自治体や関係団体の優れた取り組みについて発表がありました。終了後には本年3月に公表した令和10年4月の町内での新学校開校について、多くの教育長たちから声を掛けられ激励を受けました。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫



## ふたば幼稚園だより

ふたば幼稚園での日常の様子をお知らせします。



### 歯磨き指導

6月4日の虫歯予防デーの一環で「歯磨き指導」を行いました。

「はははのはなし」の絵本では、歯を磨かない人としっかり磨いた人が大人になってどうなるのか？子どもの歯が抜けたら？大人の歯が抜けたら？など、不思議を一つ一つ説明しながら、鏡を見て自分の歯がどうなっているか実際に確認してみました。

「虫歯にならないようにするどうしたらいいのか？」を聞かれた年長児は「ちゃんと歯磨きをしなきゃだめ！」と答えていました。

歯磨きの大切さを知ったところで、歯の模型「ひろしくん」を使って、実際にどうやって歯を磨くのがいいのか、大きな歯ブラシを動かしながら勉強しました。

ご飯を食べた後は、小学校で使っている「歯磨きサンバ」の動画を見ながら、手鏡を持って歯を磨きました。

いつもよりすっきり、ピカピカになってニコニコの2人でした。



### 日々の保育だより

#### ● 英語活動

ALTのフィリップ先生が大好きな二人は、英語活動を楽しみにしています。

この日は英語の絵カードで「神経衰弱」をやりました。

年長児はカードが出るたびに絵を見て「Hungry! (お腹空いた)」など自然に英語で思いを表現する様子が見られました。

また年少児は絵カードをめくるのが嬉しくて、自分の番が来るのを待ちきれない様子で楽しんでいました。



#### ● 中学生との交流

休み時間になると中学生が幼稚園に遊びに来てくれます。

木のおもちゃで遊んだこの日は、年長児と中学生という年齢差を超えて一緒に盛り上がり、楽しい時間を過ごしていました。

年少児は、木の玉を上から転がすと音の鳴るおもちゃで中学生と一緒に楽しんでいました。

中学生のお兄さんたちはとても優しく楽しく遊んでくれるので、来園を楽しんでいます。



# 令和8年度 双葉町職員（高校卒程度）採用候補者試験 受 験 案 内

**受付期間** 7月16日(水)～8月15日(金)

**第1次試験日** 9月21日(日)

○受付は、月曜日から金曜日の業務時間内（8：30～17：15）

○郵送による申込用紙提出の場合は、8月15日(金)までの消印有効。

○申込用紙は、双葉町役場総務課（2階）で交付しています（全職種）。

また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。

郵送での請求方法は、「6 受験手続」を参照してください。

※申込書の提出先は役場庁舎総務課となります。いわき支所、郡山支所及び埼玉支所では受付できませんのでご注意ください。

また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

## 1 試験職種と採用予定人員

| 職 種    | 一般事務職 | 土木職 |
|--------|-------|-----|
| 採用予定人員 | 若干名   | 若干名 |



## 2 受験資格（学歴は問いません）

|                       |                              |
|-----------------------|------------------------------|
| <b>一般事務職（高校卒程度試験）</b> | 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 |
| <b>土木職（高校卒程度試験）</b>   | 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 |

※ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の方法及び内容

### (1) 第1次試験

| 試験種目     | 試験職種 | 出 題 分 野                                                                                     |
|----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養試験(筆記) | 全職種  | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題<br>文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題<br>※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません |
| 適性検査(筆記) | 全職種  | 公務員に求められる資質について性格特性をみる<br>職場に求められる対人関係に関する適応性をみる                                            |
| 専門試験(筆記) | 土木職  | 土木職員として必要な専門知識及び能力を問う問題                                                                     |

### (2) 第2次試験（全試験職種共通）

| 試験職種 | 試 験 内 容                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 全職種  | (ア) 作文試験 文章による表現力、課題に対する理解力等をみる<br>(イ) 口述試験 個別面接による人物評価<br>(ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出 |

4 試験の期日及び場所

| 区 分   | 期 日                                                                                  | 場 所                                 | 合格発表                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 第1次試験 | 9月21日(日)<br>受付 9:00～9:30<br>教養試験 10:00～12:00<br>※終了後、適性検査<br>専門試験(土木職のみ) 13:00～14:30 | 富岡町文化交流センター<br>学びの森<br>(富岡町小浜533-1) | 11月上旬               |
| 第2次試験 | 日時・場所など詳細は、第1次試験合格者に通知します。                                                           |                                     | 第2次試験日から<br>30日以内の日 |

5 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和8年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。  
(この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です)
- (2) 例えば、令和8年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和8年9月30日までの期間は条件附職員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和8年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。
- (注) 受験者本人並びに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で請求できます。

ただし、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町総務課へおいでください。

なお、請求できる時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)で、期間は合格発表の日から起算して1ヵ月以内となっております。

6 受験手続

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「職員(高校卒程度)採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号: 240<sup>ミリ</sup>×332<sup>ミリ</sup>)を必ず同封し、双葉町総務課へ郵送してください。

※申込用紙は町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

いわき支所、郡山支所及び埼玉支所での用紙交付及び郵便請求による申し込みはできませんのでご注意ください。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町総務課へ提出してください。また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「職員(高校卒程度)採用試験申込」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【添付書類】

- 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号: 120<sup>ミリ</sup>×235<sup>ミリ</sup>)
- 履歴書(市販のものでも可能)      ○誓約書

(3) その他

- ①受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。(受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません)
- ②受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。
- ③試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れは可能です。

【問い合わせ先】 ☎979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
総務課行政係 ☎0240-33-0124

## ふるさと双葉の歴史・文化

## 第11回 双葉町の神楽

神楽は日本を代表する民俗芸能の1つとして広く親しまれています。

双葉町内では、現在、活動休止や途絶えたものも含め長塚、新山、三字、渋川、山田、浜野、両竹、中田、下羽鳥、上羽鳥、郡山、鴻草の12カ所の地区に神楽が伝わっています。明治時代には演じられていたと伝わる神楽もありますが、各地区でいつから神楽奉納が行われていたかはわかっていません。

かつては正月に地区の家々を回ったり、地区の神社で神楽奉納が行われていたことから各地区では神楽の保存会を結成し、大切に守り伝えてきました。昭和53年(1978)からは、現在も続く奉納神楽大会がダルマ市2日目に初發神社で開催されるようになり、神楽を地区だけでなく広く公開する場が設けられました。

今年の奉納神楽大会では3団体が神楽を奉納しましたが、かつては今よりも多くの団体が神楽を奉納していました。神楽は獅子頭や舞が地区ごとに異なり、地区の特色を示す資料として貴重なものです。

しかし、後継者不足という全国的な課題に加え、震災による全町避難の影響で、休止や活動が途絶えた神楽も存在します。双葉町の神楽は基本的に口伝によって受け継がれてきたため、あまり記録が残されていません。このため、一度途絶えてしまうと再開するのはかなり難しくなってしまいます。このため、町では「双葉町伝統芸能保存プロジェクト」として平成30年(2018)より神楽を含む民俗芸能の記録映像を制作

しております。これらの記録映像により、神楽を次世代に継承していきたいと思えます。



長塚



新山



三字



渋川



山田



浜野



郡山



上羽鳥



鴻草



↑ 記録映像はこちら

## 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

### 高校生と保護者のみなさまへ「高校生就職応援ナビ」

公式LINE友だち募集中！

“福島で働きたい”高校生必見！

就職の準備に役立つ情報をお届けします！

魅力的な企業の情報が満載！

「高校生就職応援ナビ」で何が分かるの？

・どんな企業なのか

・どんな仕事なのか

・職場の雰囲気、先輩社員の声など

登録はこちらから →



### 働きたいネットの就職応援マルシェ

参加無料・予約不要

「棚卸しシートで自己分析！」「企業が求めている人材のポイントを解説！」など、就活に役立つイベントを開催。応募書類や自己PRに活用できます。自分の強みを知って、就職へ一歩近づきましょう。

**日時** 7月23日(水) 9:30～11:30(おひとり約15分程度)

**場所** ハローワーク相双 小会議室



【問い合わせ先】 福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口  
(福島市中町4番20号 エスケー中町ビル202号)  
☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



はたらっこ

## 第59回 双葉町町民体育祭の開催について

下記日程で双葉町町民体育祭を開催しますので、ぜひ皆さまご参加ください！

**日時** 9月27日(土) 午前10時30分～午後2時30分

**会場** 東日本大震災・原子力災害伝承館前芝生(双葉町大字中野字高田39)

**申込期間** 7月1日(火)～8月30日(土)

#### 昼食について

軽食を準備いたします(無料) 会場にキッチンカーも出店予定です

#### 持参物について

運動できる服装・シューズ、飲料水をお持ちください。

申し込み方法、バスルート、プログラムなどの詳細情報については、同封の参加申込書や町公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 NPO 法人双葉ふれあいクラブ  
☎ 0240-23-0120 FAX 0240-23-0121 メール asari.takano@fureai-club.or.jp

# 毎月19日は、食育の日！



小さな取り組みを続けると、いつのまにか習慣として身につきます。  
食生活について考える機会にしてみましょう！



## ○ 朝ごはんをしっかり食べましょう。

朝ごはんを食べることで体温を高めて体を動かしやすくします。  
また脳も目覚めさせ、勉強や仕事の能率が上がります。

## ○ 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしましょう！

「おいしいね」などのコミュニケーションを通して、食事への関心につながります。  
食事の時間を「楽しい」「美味しい」「嬉しい」といったプラスの感情を持てるような食卓を心掛けてみてください。

## ○ 甘いお菓子・ジュースの摂りすぎに注意！よく噛んで食べましょう。

甘いお菓子に含まれる砂糖は、むし歯の原因となります。  
砂糖が口の中に長く留まらないように、甘いお菓子やジュースの摂りすぎには注意しましょう。唾液は抗菌作用があり、むし歯菌の住みにくい口腔環境をつくります。よく噛んで、唾液を分泌するようにしましょう。

## おうちで作ろう！

### 電子レンジで簡単 低糖質きなこ黒糖蒸しパン（1人あたり：351 kcal）

#### 材料（蒸しパン 1個分）

- ・ きなこ : 大さじ 2
- ・ 卵 : 1 個
- ・ 無調整豆乳 : 大さじ 3.5
- ・ おからパウダー : 大さじ 1
- ・ 黒糖 : 大さじ 1
- ・ ベーキングパウダー : 小さじ 0.5
- ・ サラダ油 : 大さじ 1

#### 作り方

- ① 450ml の耐熱容器（ボウル・タッパー等）を用意する。
- ② 耐熱容器に、きなこ、黒糖、おからパウダーを順に入れ、粉全体を混ぜ合わせる。
- ③ 豆乳を半分ずつ加えて、混ぜる。
- ④ 混ぜてパサパサしてきたら、残りの豆乳を加えて混ぜる。（“もったり” してきたら、OK!）
- ⑤ サラダ油を入れてしっかり混ぜ合わせる。（“なめらか” になってきたら、OK!）
- ⑥ 卵を割り入れて、よく混ぜ合わせる。※白身が残らないように！（“サラサラ” してきたら、OK!）
- ⑦ ベーキングパウダーを加えて混ぜる。
- ⑧ ボウルのふちについた生地をこそぎ落とす。（仕上がりきれいにになります）
- ⑨ ボウルの上にラップをして、爪楊枝で数か所穴を空ける。（空気の入出口をつくっておく）
- ⑩ 電子レンジで、600W 2分30秒加熱する。※ヤケド注意！（500Wの場合は、更に+15～20秒加熱。）（表面が生っぽかったら、さらに+20～30秒加熱。）
- ⑪ ラップを外し、容器をひっくり返して器から生地を外したら、ラップに包んで粗熱を取る。
- ⑫ 完成！



① 豆乳を一気に入れたり、粉類を後から入れるとダマになりやすいので注意！

② ベーキングパウダーは、水に反応するため、最後に入れないと上手く膨らみにくくなってしまうため注意！



健康福祉課健康づくり係より

## 総合健診・ガン検診の予約はお済みですか？

6月23日より、総合健診・ガン検診の予約受付が開始されました。

令和7年度は、①Web ②LINE ③コールセンター（電話）にて予約を受け付めます。

ご希望の日時が埋まる場合がありますので、受診を希望される方はお早めにお申し込みください。



**受付終了日 7月25日（金）**

詳しくはこちら →



対象の方には、世帯ごとに1通、6月下旬にA4サイズの案内ハガキをお送りしています。

詳しい予約方法は、『ふたばのわ』6月15日号の折り込みチラシ、または双葉町のホームページにてご確認ください。

ご不明な点などある場合は、下記へ問い合わせください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0240-33-0131

## 令和7年度 肝炎ウイルス検査の実施について

双葉町では満40歳（昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生）の方を対象に、無料で肝炎ウイルス検査を実施しています。

肝炎は感染していても自覚症状がないこともあり、放置していると慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに進行する場合があります。早期に発見し治療を受けることで完治が期待できるため、ぜひ、肝炎ウイルス検査を受けましょう。

### 1 申込方法（福島県内の方）

総合健診・ガン検診と一緒に、Webまたは電話で申し込みができます。

※総合健診・ガン検診の予約方法は、上記をご確認ください。

### 2 検査の方法および注意事項

- ・肝炎ウイルス検査は血液検査です。
- ・当日は、町から送付した「健康診断受診カード」と「令和7年度肝炎ウイルス健診問診票」を持参ください。

### 3 その他

- ・双葉町の総合健診会場以外で肝炎検査を受けたい方は、健康福祉課までご連絡ください。
- ・県外にお住まいの方は、結核予防会で実施する双葉町総合健診での肝炎検査をご活用ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0240-33-0131

## 国民年金保険料のお知らせ

### ～ 原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除の期限が延長されました ～

平成23年3月11日時点で双葉町に住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

#### 対象となる期間

- 免除・納付猶予震災特例：令和7年7月分～令和8年6月分
- 学 生 納 付 特 例：令和7年4月分～令和8年3月分

※上記の期間より前の期間について、これまで免除等をしなかった方や保険料が未納となっている方についても、申請することができます。申請できる期間は申請した日からさかのぼって2年1カ月前までの期間です。

(例：令和7年7月に申請した場合は、令和5年6月分まで)

なお、申請書の受付は双葉町役場及び各支所、または最寄りの年金事務所窓口で行っておりますので、お手続きください。



申請書は [日本年金機構ホームページ](#)

からダウンロードできます。申請書をダウンロードできない場合には、送付いたしますので、健康福祉課国保年金係までご連絡ください。

#### ・ 免除が承認された期間の年金受給額について

免除となった期間の将来受給できる年金額は、保険料を納付した場合の年金額の2分の1で計算されます。

#### ・ 追納制度について

免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）できます。ただし、承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

#### ・ 国民年金基金・農業者年金に加入されている方へ

国民年金基金や農業者年金に加入されている方については、免除申請が承認されますと、国民年金基金・農業者年金を脱退することになりますのでご注意ください。詳しくは国民年金基金及び農業者年金基金の各窓口までお問い合わせください。

※2号被保険者（厚生年金などに加入している方）、3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者）、20歳未満の方、60歳以上の方などは、申請の対象外となります。

学生の方は、学生納付特例による申請となります。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0240-33-0131

【農業者年金に関する問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎0240-33-0128

## 国民健康保険及び後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ

### ～ 国民健康保険の高齢受給者証及び後期高齢者医療の保険証等が更新となります ～

現在お持ちの資格確認書や一部負担金等免除証明書等の有効期限が令和7年7月31日となっています。令和7年8月1日以降の証明書等については、7月下旬に送付いたします。

#### 国民健康保険にご加入の方

- 資格確認書又は資格情報のお知らせ
- 国民健康保険一部負担金等免除証明書  
[※該当の方]

#### 後期高齢者医療保険にご加入の方

- 後期高齢者医療資格確認書
- 後期高齢者医療一部負担金等免除証明書  
[※該当の方]

### 一部負担金等免除証明書について

入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担分および柔道整復（接骨院等）・あん摩・マッサージ・はり・きゅう師等の施術費、治療用装具費は免除の対象ではありませんので、自己負担金が発生します。また、保険外診療分についても自己負担金が必要となります。

窓口負担が免除される場合、有効期限が更新された新しい免除証明書を、医療機関等の窓口でご提示ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0240-33-0131

## 双葉町社会福祉協議会

### ～ 7月 健康運動教室・サロンのお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

#### ● 健康運動教室

| 会 場                                          | 開催日                         | 時 間           | 問い合わせ・申込先               |
|----------------------------------------------|-----------------------------|---------------|-------------------------|
| 南東北総合卸センター 2 階第 6 会議室<br>(郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1) | ① 毎週水曜日<br>② 毎週木曜日<br>のどちらか | 13:30 ～ 15:00 | 郡山事務所<br>☎ 024-973-5291 |
| 福島市老人福祉センター 1 階多目的室<br>(福島市仁井田字八ツ割川原 3)      | 7月 8日(火)                    |               |                         |

#### ● 社協サロン

| 会 場                                 | 開催日       | 時 間           | 問い合わせ・申込先                       |
|-------------------------------------|-----------|---------------|---------------------------------|
| 郡山市喜久田公民館<br>(郡山市喜久田町堀之内字下河原 1)     | 7月 7日(月)  | 10:00 ～ 11:30 | 郡山事務所<br>☎ 024-973-5291         |
| 双葉町産業交流センター大会議室<br>(双葉町大字中野字高田 1-1) | 7月 16日(水) | 10:30 ～ 12:00 | 双葉町地域包括支援センター<br>☎ 0246-84-6729 |
| 白河市中心老人福祉センター会議室<br>(白河市北中川原 313)   | 7月 29日(火) | 10:00 ～ 11:30 | 郡山事務所<br>☎ 024-973-5291         |

## 小中学生で受ける予防接種を忘れずに！

小学生になってから受ける「定期予防接種」があります。  
母子健康手帳の予防接種のページを確認しておきましょう。  
ご不明な点があれば、お問い合わせください。



### ● 小中学生対象の定期予防接種

| ワクチン名                             | 接種対象年齢             | 回数                |
|-----------------------------------|--------------------|-------------------|
| 日本脳炎 第2期                          | 9歳～12歳             | 1回                |
| 二種混合 第2期（ジフテリア・破傷風）               | 11歳～12歳            | 1回                |
| HPV（ヒトパピローマウイルス）<br>（子宮頸がん予防ワクチン） | 小学6年生～<br>高校1年生の女子 | 2～3回<br>（ワクチンによる） |

※日本脳炎の特例措置対象者には7月に個別にご案内します。

※HPVワクチンのご案内は小学6年生女子に送付しています。

※対象年齢内であれば無料ですが、対象年齢外の場合は有料ですのでご注意ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0240-33-0131

## 長崎大学・放射線健康相談窓口便り

私たち長崎大学は、2022年10月から双葉町役場に大学の拠点（サテライトオフィス）を設けて、双葉町の被ばく線量の評価、その結果をもとにした放射線健康リスクコミュニケーション活動を行っています。

5月23日、婦人会「梅檀学級」（福島市）の皆さんを町内にお迎えし、バスでの町内案内及び車座集会を開催しました。バスでの町内案内では、中間貯蔵事業情報センターの案内のもと、中間貯蔵施設や新しく駅前に建てられた双葉町役場庁舎を見学していただきました。また車座集会では、双葉町の空間線量率の経年的な変化や放射線と健康に関する講話を行いました。参加された皆さんからは、「町内の目印となる建物がなくなり、景観が変わったことでわかりづらくなった」「放射線に関する話はあまり聞いたことがなかった」といったコメントが聞かれました。長崎大学としては、今後も、町民の皆さんと一緒に企画するバスでの町内案内や車座集会を開催できればと考えています。この度、ご参加いただきました梅檀学級の皆さま、ありがとうございました。



長崎大学はこれからも、広報誌を通じて、住民の皆さんとのリスクコミュニケーション活動（通称リスコミ）や、放射線と健康に関する情報について発信していきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

## 双葉町ふるさと応援基金の運用状況について

全国のみなさまからお寄せいただきました「双葉町ふるさと応援基金（ご寄附）」に心より感謝申し上げます。

お寄せいただきました寄附金の運用状況については、下記のとおりです。

積み立てた基金は、ご寄附いただきました皆さまのご主旨に沿うよう、今後大切に活用させていただきます。

～ ご寄附いただきました皆さま、ありがとうございました～

ふるさと応援基金積立金積立額（令和7年5月31日現在） **84,401,028円**

### 【令和6年度 双葉町ふるさと応援基金の積立件数と金額、運用実績】

|                      | 件 数  | 金 額        |
|----------------------|------|------------|
| 「人づくり」に関する事業         | 42件  | 1,175,000円 |
| 「産業振興」に関する事業         | 47件  | 1,336,000円 |
| 「健康・福祉」に関する事業        | 25件  | 585,000円   |
| 「生活・環境」に関する事業        | 43件  | 1,275,000円 |
| 「行財政の運営」に関する事業       | 2件   | 56,000円    |
| 町長が必要と認めた事業（事業の指定なし） | 123件 | 4,669,000円 |
| 預金利息                 | —    | 42,548円    |
| 合 計                  | 282件 | 9,138,548円 |

### 【平成20年度から令和6年度までの積立件数と金額、運用実績】

|                      | 件 数    | 積立額          | 取崩額         | 残 高         |
|----------------------|--------|--------------|-------------|-------------|
| 「人づくり」に関する事業         | 152件   | 8,886,025円   | 5,749,204円  | 3,136,821円  |
| 「産業振興」に関する事業         | 134件   | 4,293,000円   | —           | 4,293,000円  |
| 「健康・福祉」に関する事業        | 156件   | 11,271,601円  | —           | 11,271,601円 |
| 「生活・環境」に関する事業        | 237件   | 17,201,819円  | 8,000,000円  | 9,201,819円  |
| 「行財政の運営」に関する事業       | 37件    | 742,000円     | —           | 742,000円    |
| 町長が必要と認めた事業（事業の指定なし） | 912件   | 57,888,431円  | 2,196,273円  | 55,692,158円 |
| 預金利息                 | —      | 63,629円      | —           | 63,629円     |
| 合 計                  | 1,628件 | 100,346,505円 | 15,945,477円 | 84,401,028円 |

【問い合わせ先】 総務課 ☎0240-33-0124

## 防災行政無線の戸別受信機を貸し出します

### 戸別受信機とは？

防災行政無線の屋外スピーカーから流れる災害時の避難情報や行政情報などの放送を家中でも聞くことができる受信機です。

### 対象者と貸出台数

1. 双葉町内に居住している世帯の世帯主
  2. 双葉町内に存する学校、病院、福祉施設、店舗及び事務所その他の事業所の長
- ・貸出台数：1台
  - ・貸出期間：町内に居住している期間
  - ・費用：無償（設置費も含む）※電気料金および内蔵電池は各自ご負担ください。
- 申請書は、住民生活課に準備してあります。

### 設置方法

申請後に町が発注する設置業者から日程調整をします。（設置時に立会いが必要です）  
電波の状況が悪い場合には、屋外にアンテナを設置します。設置場所やビス止めについてアンテナ設置前にご説明いたします。

### 注意事項

1. アパート等の賃貸住宅に居住している方が、申請される場合には、貸主にアンテナ等の設置の可否を必ず確認してください。
2. 賃貸住宅に戸別受信機やアンテナを設置した場合、賃貸住宅の退去時には、自己負担で撤去をお願いいたします。

なお、防災行政無線で放送された内容は電話で確認することができます。

電話：0240-33-3755（通話料は、利用者の負担となります）

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0240-33-0126

## 「Yahoo! 防災速報」を活用した防災情報の配信

町では、ヤフー株式会社から提供される「Yahoo! 防災速報」を活用した『自治体からの緊急情報』の配信を行っております。

今後、災害発生時や台風接近時などに、避難所の開設状況や注意喚起の情報を配信いたします。身の安全を守るために、スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。

「Yahoo! 防災速報」ヤフー株式会社が、緊急地震速報や避難情報、豪雨予測などをお知らせするサービスです。

### 「Yahoo! 防災速報アプリ」ダウンロード方法

以下からアプリをダウンロードしてください。

iOS ➡



Android ➡



## 環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

### 除染・解体工事について

#### ・特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請について

環境省では、双葉町の特定帰還居住区域（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部※）及びその周辺に位置する建物の解体の申請を受け付けています。解体を希望する場合は、下記の解体申請の受付窓口にご相談ください。

※所有建物の住所が区域範囲内か確認したい方は下記の受付窓口までお問い合わせください。

※環境省が除染した家屋等は解体の対象外です。解体する場合は除染を希望しないでください。

※特定復興再生拠点区域の解体申請は2023年8月31日をもって締め切りました。

#### 【解体申請受付窓口】 高島テクノロジーセンター（2025年度環境省業務受託業者）

<場 所> いわき市東田町2丁目19-3 トークビル1-A号棟（双葉町いわき支所の隣）

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）

<連絡先> ☎0120-773-275（フリーダイヤル）

### 片付けごみについて

#### ・特定帰還居住区域の片付けごみの個別回収について

双葉町で家屋の片付けによって生じたゴミの個別回収を行っております。

#### 【片付けごみ回収申込先】 県中・県南支所 富岡分室

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日及び年末年始を除く）

<連絡先> ☎0240-23-7786 FAX: 0240-23-7790

※事業系廃棄物及び避難指示が解除された地域の片付けは受け付けておりません。

### 中間貯蔵施設について

#### ・中間貯蔵施設見学会について

中間貯蔵事業情報センターは中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。

見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵事業情報センター（☎0240-25-8377）まで。

7月は、25日（金）、26日（土）を予定しています。



#### ・輸送について

2025年度は、これまでのところ双葉工区への除去土壌等の搬入は実施していません。

（2015年から2024年度末までの累計は3,955,519㎡）※5月31日現在

#### ・放射線モニタリングについて

空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）のHPで公表しております。



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293

## 制服でたどる、双葉の記憶

東日本大震災と原発事故の影響により、双葉郡の多くの学校が休校や閉校を余儀なくされました。

制服を手にとると、仲間と笑い合った教室や放課後のあの頃が鮮やかに蘇りますよね。

そんな思い出の詰まった制服を、ぬいぐるみの服にリメイクして、もう一度身近に感じてみませんか？この地域の歴史を重ねあわせ、「おもいでふたばのがっこう / 制服リメイクギャラリー」を開催いたします。約50体の学生服をリメイクしたベアを、2026年1月から双葉郡の各施設で展示します。この地の思い出を懐かしみ、振り返るきっかけとなる展示になるようにしたいと思います。

制服の募集はフレックスジャパン株式会社のHPをご覧ください。



### リメイクの流れ



#### 制服提供

応募フォームよりご応募いただいた中から、実際にご提供をお願いする方へご連絡いたします。



#### ぬい服にリメイク

ご提供いただいた制服を弊社にてぬいぐるみサイズにリメイクいたします。



#### 展示

ひなた工房 福島双葉をはじめとした双葉町の施設にて、約50体のぬいぐるみを展示します。



#### ご返却

約1年間の展示ののち、各ぬいぐるみは制服の提供者様へお贈りいたします。



約40cmのぬいぐるみサイズにリメイクし展示します。※画像はサンプルです。

【問い合わせ先】 フレックスジャパン株式会社ひなた工房事業部  
メール hinata-kobo@flexjapan.co.jp

## 令和7年度 オープンスクールのお知らせ

公立双葉准看護学院ではオープンスクールを予約制で開催します。

見学や体験を通じて学内や授業の雰囲気を感じ、先輩や教員と直接お話ができるチャンスです！

看護に興味のある方はもちろん、どなたでも参加大歓迎！  
お気軽にお越しください。

### 日時

第1回 令和7年7月19日(土) 午前10時～12時  
予約締切：令和7年7月14日(月)

第2回 令和7年10月4日(土) 午前10時～12時  
予約締切：令和7年9月29日(月)

### 場所

公立双葉准看護学院（南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-76）

### 内容

学院紹介、学内見学、体験コーナー、在校生のとの交流



【予約・問い合わせ先】 公立双葉准看護学院 ☎ 0244-32-0990

## 双葉町プレミアム付商品券がスタートします

町内経済の活性化を促進し、事業再開や住民の帰還促進を図るため、「双葉町プレミアム付商品券」を発行します。

- **1冊** 10,000円で15,000円分のお買い物ができます。(お一人様最大6冊まで購入できます。)
- **商品券有効期間**：令和7年7月26日(土)～令和8年1月31日(土)まで
- **購入対象**：①双葉町民(購入日時点で住民登録している方)  
②元双葉町民(H23.3.11時点で住民登録しておりその後、転出された方)  
③双葉町居住者(住民登録はしていないが購入日時点で町内にお住まいの方)  
④双葉町勤務者(双葉町内の事業所に購入日時点で勤務している方)

★購入方法、販売日、取扱店舗など詳細は、折込チラシをご参照ください。

【問い合わせ先】 双葉町商工会 ☎ 0240-33-2311

## 広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居することになった場合など、広報紙の発送に関することは下記までご連絡ください。

なお、「広報ふたば」「ふたばのわ」の発送先となっている方がお亡くなりになられた場合については、1カ月程度後に発送を中止いたしますが、ご家族の方に発送先を変更することも可能です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎ 0240-33-0125

## 避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

戸籍税務課 ☎ 0240-33-0132

## 人のうごき5月分 敬称略

### お誕生おめでとうございます

| 氏名                    | 生年月日  | 保護者    | 行政区 |
|-----------------------|-------|--------|-----|
| 井戸川 <sup>ミソラ</sup> 美空 | 4月22日 | 楓      | 郡山  |
| 荒 <sup>ヒオリ</sup> 日桜璃  | 5月4日  | 知也・真友子 | 新山  |

### お悔み申し上げます

| 氏名    | 年齢 | 死亡日   | 行政区 |
|-------|----|-------|-----|
| 遠藤 重義 | 93 | 5月8日  | 細谷  |
| 半谷 ツマ | 89 | 5月17日 | 三字  |
| 佐藤 良一 | 60 | 5月19日 | 山田  |

了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎ 0240-33-0125

## 双葉町民の避難状況 (令和7年6月1日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,746人
- ・福島県外に避難されている方 2,642人



## 双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します

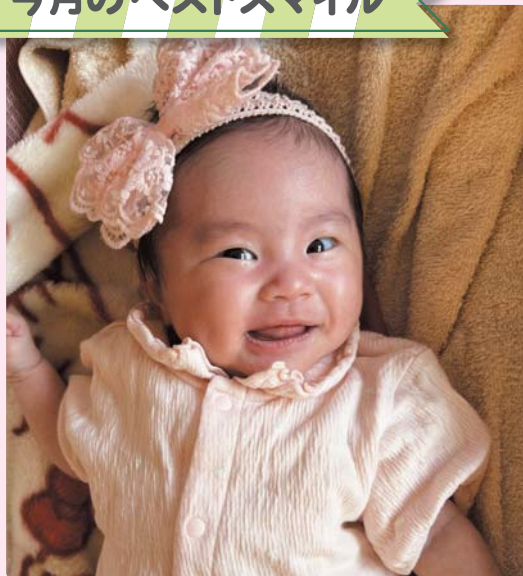
### 【文芸】

- ・野菜高 山菜求め 野に山に
- ・安積疎水の恵の水で 田に水張りて
- ・田植え終<sup>お</sup>う
- ・一人居もその日その日を耐え忍び我慢がまんて十と四年目
- ・落わらび初物持って友来たる 夕餉の膳に添いて味わう
- ・故郷に仮帰してみる様相は宅地更地で果樹も影なし

今泉 禮子(長塚二)

※双葉の風だよりでは皆さまからの投稿をお待ちしております。会心の作品がありましたら、秘書広報課まで送付ください。

## 今月のベストスマイル



ことし4月生まれの井戸川美空さんの笑顔です。

皆さまのお子様の画像を募集しております。

## 編集後記

「令和の米騒動」と呼ばれる状況が去年から続いています。

6月初旬の時点で、銘柄米は5キロで約4,000円と、昨年と比べてほぼ倍の価格で販売されています。消費者としては、ため息しか出ません。

テレビや新聞では、備蓄米が小売店に並び始めたと報じられています。一刻も早く需給バランスが改善されることを願うばかりです。

こうした中、双葉町では5月末からコメの実証栽培が始まり、SNSを通じて全国から温かい応援の声が寄せられています。

この実証栽培はコメに含まれる放射性物質が国で定める基準値を超えていないか確認するもので、収穫したコメは出荷・販売されません。しかし、高温や台風に負けず、美味しく育ってほしいと思います。

そしていつか、双葉町の安全で美味しいコメが全国に届けられる日が来ることを心から願っています。

## 双葉町の今がわかる



X



Instagram



YouTube



Facebook



ふるさと納税

## 連絡先

### ○双葉町役場 本庁舎

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

☎ 0240-33-2111

FAX 0240-33-2115

✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp

### ○いわき支所

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19-4

☎ 0246-84-5200

FAX 0246-84-5212

✉ iwaki@town.futaba.fukushima.jp

### ○郡山支所

〒963-8024

福島県郡山市朝日一丁目20番2号

☎ 024-973-8090

FAX 024-933-5120

✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp

### ○埼玉支所

〒347-0105

埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階

☎ 0480-53-7780

FAX 0480-53-7266

✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp

### ○南相馬連絡所 (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)

〒975-0039

福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2

☎ 0244-32-1275

FAX 0244-32-1277

### ○つくば連絡所 (月・火・水 午前9時～午後5時)

〒305-0044

茨城県つくば市並木3丁目1 551棟

☎/FAX 029-854-7511

双葉町公式ホームページ、公式YouTubeチャンネルはこちらから➡

